

令和6年 No20

○東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

副学長の職務分担の見直し及び現行の取扱いに則して整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

令和6年3月27日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年3月28日

国立大学法人東京学芸大学長  
國 分 充

令和6年規程第12号

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程（平成20年規程第3号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院教育学研究科運営委員会規程の一部改正について

改正理由：副学長の職務分担の見直し及び現行の取扱いに則して整理することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 教職大学院を所掌する副学長</p> <p>(2) 修士課程を所掌する副学長</p> <p>(3) 学生支援を所掌する副学長</p> <p>(4) 学系長</p> <p>(5) 専攻代表</p> <p>(6) プログラム代表及びサブプログラム代表</p> <p>(議長等)</p> <p>第4条 委員会は、<u>前条第1号又は前条第2号の委員が招集する。</u></p> <p>2 <u>委員会に議長を置き、前条第4号の委員のうちから委員会を招集した委員が指名する。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第5条 委員会は、公務により出張中の者、休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第3条第5号及び第6号の委員</u>については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>〔省略〕</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 教職大学院を所掌する副学長</p> <p>(2) 修士課程を所掌する副学長</p> <p>(3) 学生支援を所掌する副学長</p> <p>(4) 学系長</p> <p>(5) 専攻代表</p> <p>(6) プログラム代表及びサブプログラム代表</p> <p>(議長等)</p> <p>第4条 委員会は、<u>前条第1号の委員が招集し、同委員が同条第4号の委員のうちから議長を指名する。</u></p> <p>2 <u>前条第1号の委員に事故あるときは、同条第2号の委員がその職務を代行する。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第5条 委員会は、公務により出張中の者、休職者及び30日以上病気休暇中の者並びに大学が企画運営する行事により欠席する者を除き、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、<u>第3条第5号の委員</u>については、当該委員が指名した代理者の出席を可とする。</p> <p>2 〔省略〕</p> <p>〔省略〕</p>